**計画相談の流れ**

**・**利用者は、市にサービス利用（新規・追加・更新）の申請を

する。

**①申請**

障害支援区分認定調査

障害支援区分認定

**・**利用者は、市からサービス利用計画案の提出依頼書を受け取り、

指定特定相談支援事業者を選び利用契約を交わす。

**②契約**

**・**契約した事業所に利用計画案を作成してもらう。

**・**利用者は、その計画案を他の必要な書類と一緒に市

に提出する。

**③計画案作成**

**・**利用計画案を参考に、市が支給決定をする。

**・**支給決定の内容が書かれた受給者証が発行される。

**④支給決定**

* 利用計画案に基づき、支援内容や今後の支援の方向性

を　　　　　　　　　　を確認し、サービス提供事業所の調整を行う。

* 本人、家族の参加もできる。

**サービス**

**担当者会議**

* 支給決定の内容に基づいて、相談支援事業所が利用計画を作成する。
* 利用者は、その利用計画を市に提出する。

**⑤計画作成**

**⑥サービス利用開始**

**・**利用者は、サービス提供事業所と利用契約を交わし、サービスを利用する。

**⑦モニタリング**

**・**受給者証にあるモニタリング期間に合わせて、相談

支援事業所が定期的に計画の見直しをする。